資料3

我が国における教科書制度について

<< 目　次 >>

１．我が国における教科書について……１

２．教科書が使用されるまで……２

（参考）義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

３．教科書に関する近年の動向について……９

４．教科用特定図書について……１０

５．著作権法上の権利制限について……１１

1. 我が国における教科書について

＜ 教科書とは･･･ ＞

児童生徒に対しては、数多くの教材を用いて教育活動が行われているが、教科書は、法律により使用義務が課せられている唯一の教材として、「教科の主たる教材」の位置付けを有している。

◇ 教科書の定義

〇教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

第2条　この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

２（略）

◇ 教科書の意義

「教科書の在り方について（答申）」（昭和58年6月 中央教育審議会）

教科書は、教育課程の構成に応じて系統的に組織配列された各教科の主たる教材であり、児童生徒に国民として必要な基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものとして、学校教育において重要な役割を果たしている。

◇ 教科書の使用義務

小学校／中学校／高等学校／中等教育学校／特別支援学校においては、**文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用しなければならない**。※学校教育法附則第９条はその例外を定めている。

〇学校教育法（昭和22年法律第26号）

第34条　小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。※本規定を中学校／高等学校／中等教育学校／特別支援学校についても準用。

②　前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。※本規定は副教材について規定。

③（略）

附　則

第9条　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2. 教科書が使用されるまで

＜～使用開始の約2年前＞

学習指導要領や教科用図書検定基準等をもとに、民間の教科書発行者の創意工夫により著作・編集。

需要数が僅少で民間による発行が見込まれない場合に、例外的に文部科学省が著作・編集した教科書を発行。

＜使用開始の約1年前～半年前＞

採択権者（公立：教委、国立・私立：学校長）により、実際に使用する教科書を選定。公立の義務教育諸学校については、都道府県教委が設定する「採択地区」で同一の教科書を採択する必要。

（主な関係法令）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
- 教科書の発行に関する臨時措置法　等

著作・編集 ＜3年前＞ → **検 定** ＜2年前＞ → **採 択** ＜1年前＞ → **製造・供給** → **児童生徒による使用**

＜使用開始の約2年前～1年前＞

教科用図書検定調査審議会への諮問及び教科書調査官の調査が行われた後、当該審議会からの答申に基づき、検定の合格／不合格を決定。

（主な関係法令）
- 学校教育法
- 教科用図書検定規則、検定基準　等

＜使用開始約半年前～＞

需要数の報告に基づき、文科大臣から各発行者に対して発行すべき教科書の種類及び部数を指示。当該指示を承諾した発行者は、教科書を製造し、（供給業者に依頼して）各学校に供給。

義務教育諸学校で使用される教科書は、国が購入し、児童生徒に無償で給与される。

（主な関係法令）
- 教科書の発行に関する臨時措置法、教科書の定価認可基準
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律　等

2. 教科書が使用されるまで

○ 学習指導要領の改訂に伴う場合などを除いて、**教科書の検定・採択・使用は概ね4年間をサイクル**としている。

○ このうち**小学校と中学校においては**、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び同法施行令に基づいて、**原則として4年間、同一の教科書を採択・使用しなければならない**（高等学校においては毎年度異なる教科書を採択・使用することが可能。）。

			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
小学校		検定	○				●				○
		採択	・	○	・	・	・	●	・	・	・
		使用	◐	・	○	・	・	・	●	・	・
中学校		検定		○				●			
		採択	◐	・	○	・	・	・	●	・	・
		使用	・	◐	・	○	・	・	・	●	・
高等学校	主として低学年用	検定	◐		○				●		
		採択	●	◐	◐	○	○	○	○	●	●
		使用	●	●	◐	◐	○	○	○	○	●
	主として中学年用	検定		◐		○				●	
		採択	●	●	◐	◐	○	○	○	○	●
		使用	●	●	●	◐	◐	○	○	○	○
	主として高学年用	検定					○				●
		採択	●	●	●	●	●	○	○	○	○
		使用	●	●	●	●	●	●	○	○	○

※色塗り部分は、旧学習指導要領に基づくもの。

2. 教科書が使用されるまで　（1）教科書検定

＜ 趣　旨 ＞

国民の教育を受ける権利を実質的に保障し、

①全国的な教育水準の維持向上
②教育の機会均等の保障
③適正な教育内容の維持
④教育の中立性の確保　等の要請に応える。

学習指導要領等に基づき民間で著作・編集された図書について、教科用図書検定基準に基づき、教科用図書検定調査審議会が専門的・学術的な審議を行い、その結果に基づいて文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査。これに合格したものが教科書として使用可能となる。

＜ 観　点 ＞

教科書検定は、教科用図書検定基準に基づき、

① 学習指導要領等の内容に照らして適切か、政治・宗教の扱いや取り上げる題材の選択・扱いが公正かなどの**「準拠性及び公正性」**
② 客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして事実関係の記述が正確かなどの**「正確性」**

といった観点から、記述の欠陥を指摘することにより行われている。

＜ 教科書検定の流れ ＞

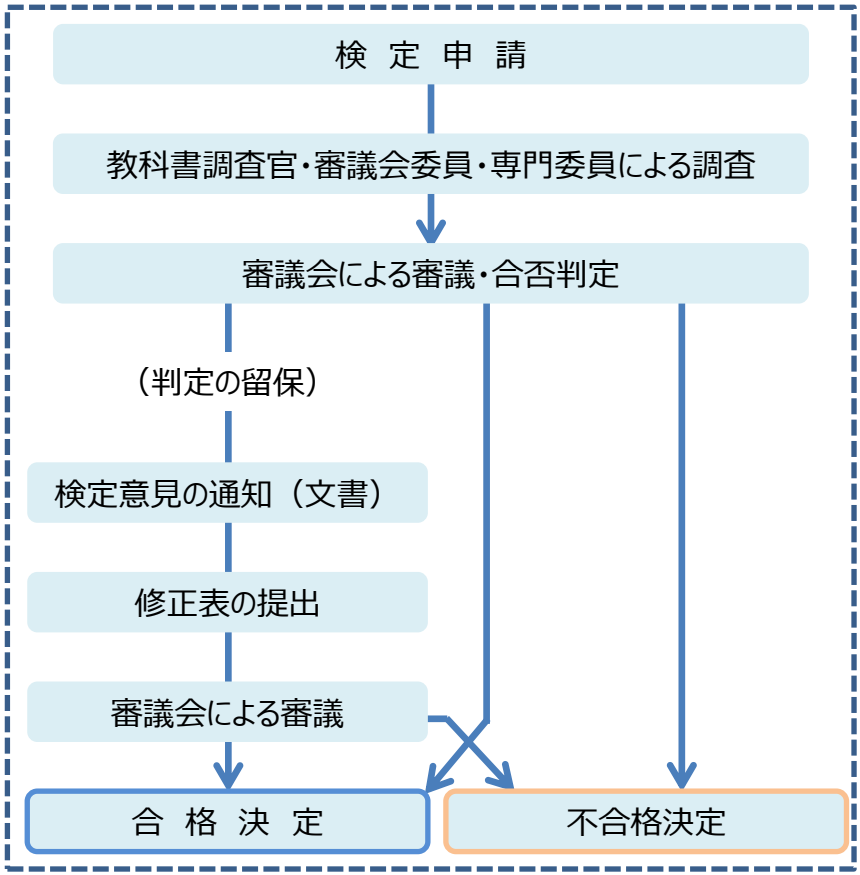

○義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第33号）

第1章　総則

（1）　本基準は、（中略）検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。

（2）　本基準による審査においては、（中略）知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第2章及び第3章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

2. 教科書が使用されるまで　（2）教科書の採択

○ 使用される教科書の**採択権限は、公立学校については所管の教育委員会、国立学校・私立学校については学校長にあり**、域内の都道府県教育委員会の指導・助言・援助により、適切に権限を行使することが必要。

○ このうち、**公立の義務教育諸学校については、各教育委員会は種目ごとに1種類の教科書を採択**しなければならない（学校教育法第71条に規定する中高一貫校や中等教育学校、高等学校は学校単位の採択が可能。）。
　また、都道府県が設定する採択地区が2以上の市町村の区域で構成されている場合には、**当該採択地区における協議の結果に基づいて、各市町村教育委員会は種目ごとに1種類の教科書を採択**しなければならない。

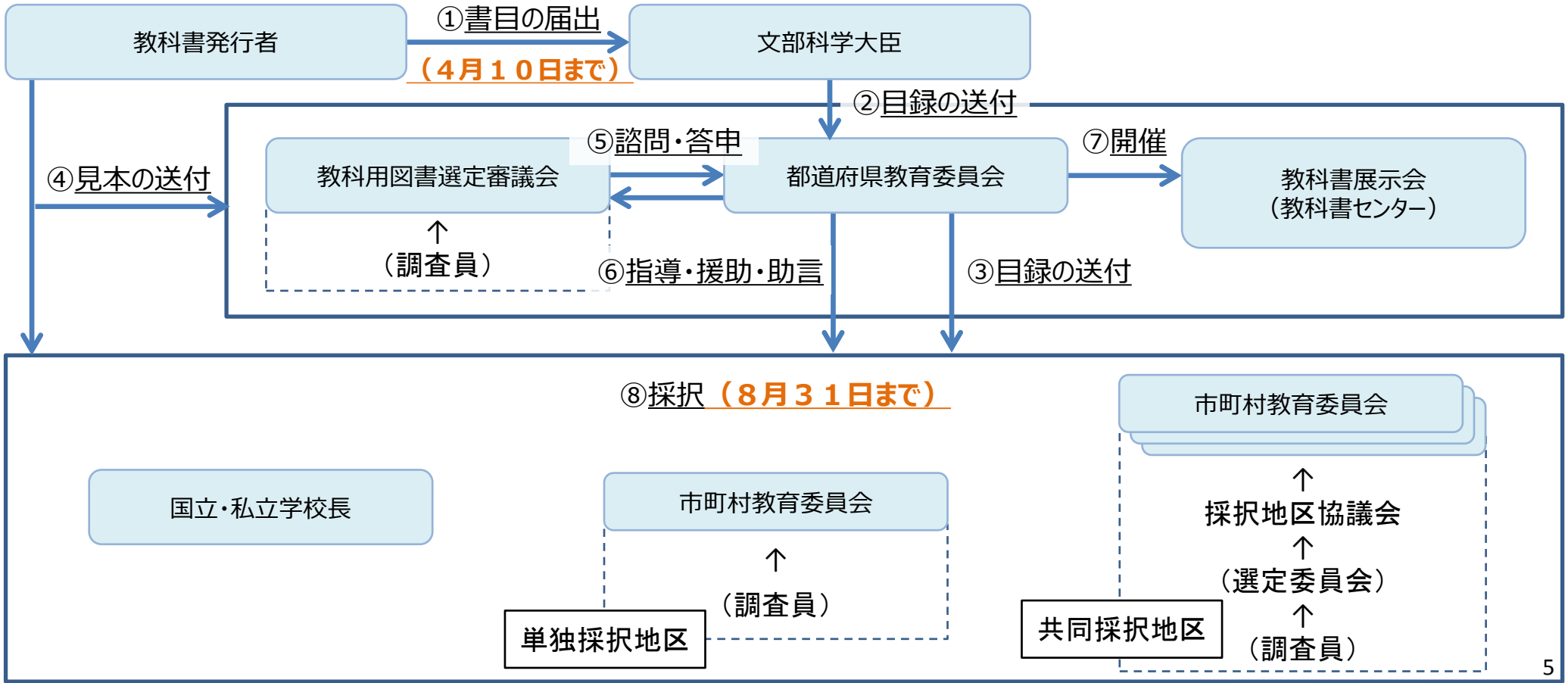

2. 教科書が使用されるまで　（3）教科書の発行・供給

○　採択権者による教科書の採択結果に基づいて、必要となる教科書の見込み数が都道府県教育委員会に報告された後、都道府県教育委員会から文部科学省に対して、**9月16日までに教科書需要集計一覧表を提出**。

○　その後、「発行の指示」→「発行の承諾」→「定価認可基準（上限額）の告示」→「定価認可申請」→「定価認可決定」を経た後、発行者の責任のもと、供給会社・教科書取扱書店等を通じて、各学校に教科書が供給される。

○　また、**義務教育諸学校用の教科書の発行者については**、教科書をより安定的に発行する必要性から、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、**発行者の指定制度**が採られている。

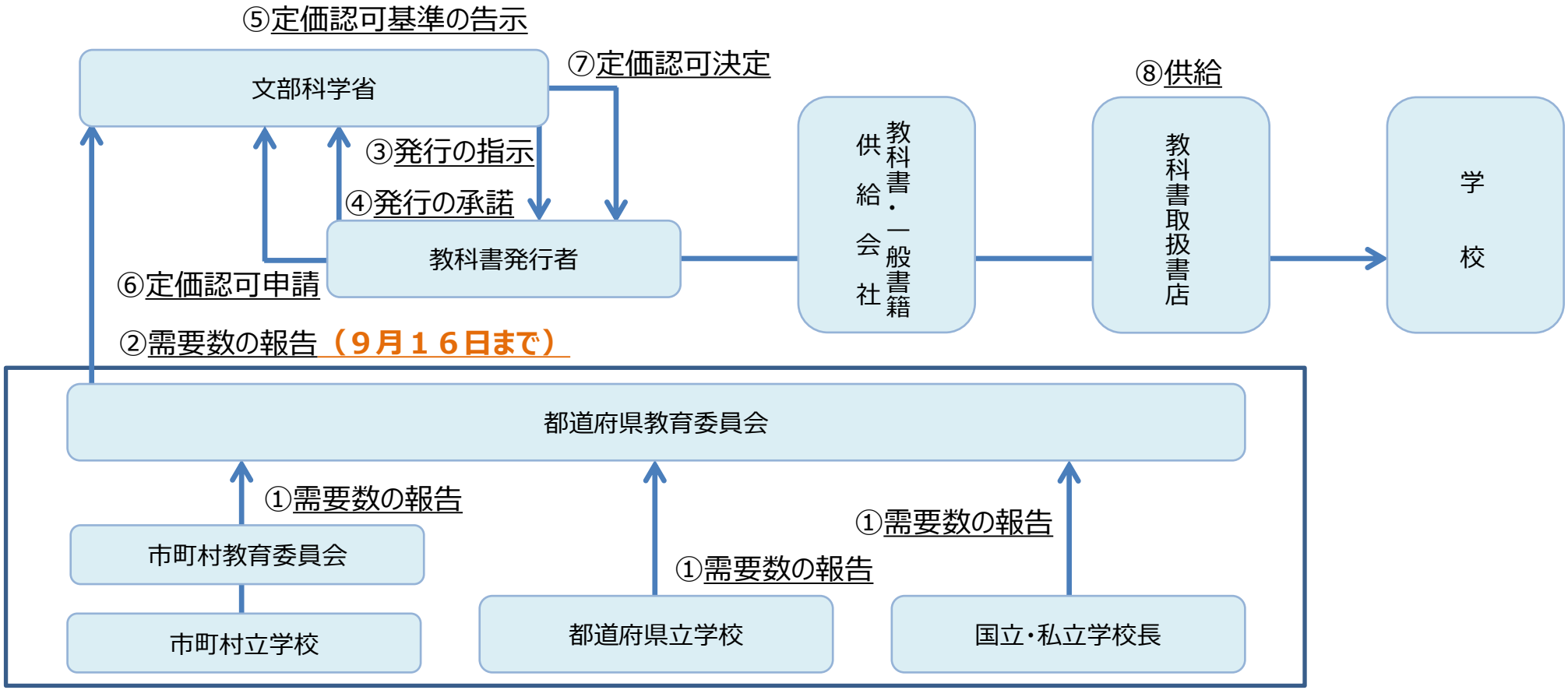

2. 教科書が使用されるまで　（4）教科書の無償給与

○　義務教育諸学校で使用される教科書は、国が購入し、児童生徒に無償で給与される。
☆義務教育教科書購入費（平成27年度予算）：約412億円

＜ 教科書1点当たりの平均定価 ＞（平成27年度使用）

（円）

区分	小学校用	中学校用	高等学校用
金額	404	533	823

＜ 児童生徒1人当たりの平均教科書費 ＞（平成27年度使用）

（円）

小　学　校	
学　年　区　分	金額
第 1 学 年 用	3,551
第 2 学 年 用	1,830
第 3 学 年 用	4,549
第 4 学 年 用	2,937
第 5 学 年 用	4,172
第 6 学 年 用	3,321
各学年の平均	3,393

（円）

中　学　校	
学　年　区　分	金額
第 1 学 年 用	7,985
第 2 学 年 用	3,557
第 3 学 年 用	3,215
各学年の平均	4,919

＜ 児童生徒1人当たりの平均教科書費の推移 ＞

（円）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学校用	3,109	3,091	3,091	3,106	3,122	3,310	3,294	3,294	3,346	3,393
中学校用	4,504	4,477	4,477	4,499	4,521	4,499	4,773	4,773	4,830	4,919

＜ 教科書の種類数・点数・需要数 ＞（平成27年度使用）

区分	種類数（種）	点数（点）	需要数（冊）
小学校用教科書（検定済教科書）	48	253	62,536,666
中学校用教科書（検定済教科書）	66	131	33,640,394
高等学校用教科書			
第1部：新学習指導要領に基づくもの			
検定済教科書	606	635	30,351,145
著作教科書	53	56	121,320
小計（第1部）	659	691	30,472,465
第2部：従来の学習指導要領に基づくもの			
検定済教科書	326	336	102,562
著作教科書	12	12	155
小計（第2部）	338	348	102,717
第3部：従前の学習指導要領に基づくもの			
検定済教科書	4	5	674
小計（第3部）	4	5	674
計（第1部＋第2部＋第3部）	1,001	1,044	30,575,856
特別支援学校用教科書（著作教科書）	20	264	57,708
合計	1,135	1,692	126,810,624

※種類数とは、教科・種目別に、例えば、小学校用国語教科書1年生用から6年生までの1シリーズを1種と数えたもの。
※点数とは、種目・学年・巻別に、例えば、上・下巻2冊は2点と数えたもの。

（参考）義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

○ 目的

教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施のため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、義務教育の充実を図る。

○ 主な内容

① 無償給与

- 国は、義務教育諸学校の児童生徒が使用する教科用図書を購入し、設置者・校長を通じて無償で給与。

② 採択

- 都道府県教育委員会は、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究を計画・実施するとともに、市町村教育委員会や国立学校・私立学校の学校長に対して、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聴いた上で、指導・助言・援助を行う。
- 都道府県教育委員会は、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定。
  ※採択地区の設定・変更にあたってはあらかじめ市町村教育委員会の意見を聴かなければならない。
- 義務教育諸学校において使用する教科用図書は、政令で定める期間、種目ごとに同一のものを採択。
  ※共同採択地区内では、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択。
  ※政令で定める期間…4年間

③ 発行

- 文部科学大臣は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の発行を担当する者で基準に該当する者を、申請に基づき教科用図書発行者として指定。

＜参考；採択地区調査＞※平成26年8月31日現在

○ 採択地区数

☆ 581地区
- ・共同採択地区：318地区
- ・単独採択地区：263地区

○ 構成市町村別の採択地区数（指定都市の採択地区を除く。）

	1市町村	2市町村	3市町村	4市町村	5市町村	6市町村	7市町村	8市町村	9市町村	10市町村以上	合計
地区数	240	81	67	51	36	25	13	11	10	24	558
割合	43.0%	14.5%	12.0%	9.1%	6.5%	4.5%	2.3%	2.0%	1.8%	4.3%	―

☆ 1地区平均2.8市町村

○ 指定都市の採択地区数

☆ 23地区
（うち1市内に1地区：19市、1市内に複数地区：1市）

3. 教科書に関する近年の動向について

＜ 体裁の多様化 ＞

～昭和63年：教科書検定基準及び実施細則において一定の基準を設定（文字ポイント、判型等を規定。）。

平成元年：著作者・編集者の創意工夫をより一層生かし、個性豊かで多様な教科書が発行されるようにとの観点から、体裁に関する規定を削除（平成2年度検定から適用。）。

○ 中学校用教科書における判型の推移

	平成元年度使用本	平成14年度使用本	平成24年度使用本	平成28年度使用本(予定)
A5	96冊	32冊	3冊	0冊
B5	50冊	107冊	96冊	76冊
その他（変型版）	0冊	0冊	32冊	53冊

＜ ページ数の増加（中学校）＞

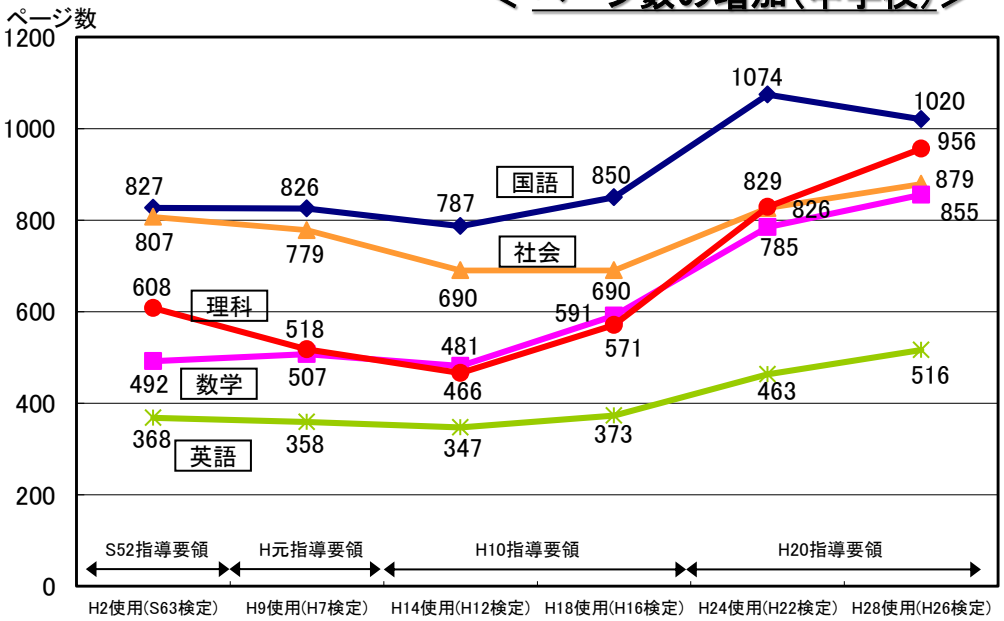

※ページ数はB5換算の各教科（第1～第3学年合計。）の平均ページ数（表紙及び見返しを除く。）。

＜ カラー化 ＞

（例1）小学校社会5年

（平成8年度使用）

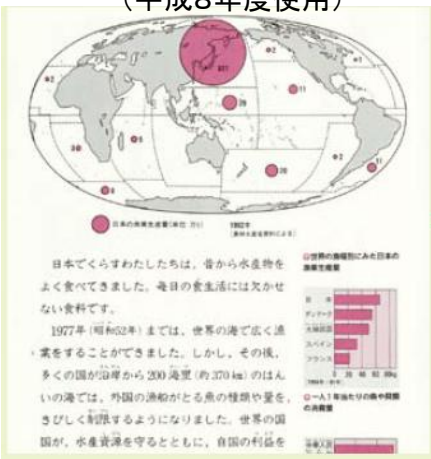

（平成18年度使用）

（例2）中学校理科

（平成8年度使用）

（平成18年度使用）

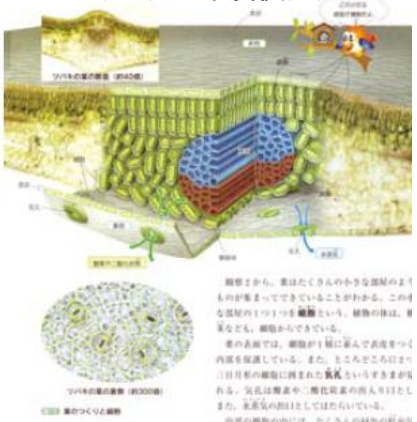

出典：「教科書発行の現状と課題（2008年度版）」（一般社団法人教科書協会・平成20年7月20日）

4. 教科用特定図書について

＜「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」＞

（平成20年9月17日施行）

○ 目的

教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、障害その他の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。

※教科用特定図書等
…教科用拡大図書、教科用点字図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るもの。

○ 主な内容

① 教科書デジタルデータを文部科学大臣等に提供することを教科書発行者に義務づけ、提供されたデジタルデータをボランティア団体など教科用特定図書等の発行者に提供することができる。
② 文部科学大臣は、教科用特定図書等につき標準的な規格を策定・公表。
③ 教科書発行者は、標準的な規格に適合する教科用特定図書等を発行する努力義務を負う。
④ 小中学校の通常学校における教科用特定図書等の無償給与を法定化。

＜ボランティア団体等に対する教科書デジタルデータの提供の仕組み＞

教科書発行者 → **データ管理機関**（※文部科学大臣又は文部科学大臣が指定する者） → **データ提供対象者**

○ 小中高校段階の全ての種目が対象。
○ 本文、図表・写真、脚注、表紙など必要な全てのデータが対象。
○ ボランティア団体等から申請のあった教科書について、保有するDTPデータ等をPDF形式（写真等はJPEG形式。）に変換し、データ管理機関へ提供する。
○ データ提供媒体はCD-ROM等の光ディスクを使用する。

○ データ管理機関は、提供されたデータを適切に蓄積・管理する。
○ データ管理機関において、適宜、PDF形式データを、より使い勝手の良いテキスト形式のデータに変換する（特に国語や英語などの文章量が多い教科が中心。）。
○ データ管理機関は、保有するデータについて、他目的への流用や第三者への流出を防止するための措置を講じる。

拡大教科書等の製作。

5. 著作権法上の権利制限について

＜ 著作権法第33条 ＞

教科書等においては教育の目的・性格上もっとも適切な著作物を利用することができるようにする必要があることから、文化庁長官が定める補償金の支払を義務づけたうえで、教科書等における著作物の掲載を目的上必要な限度において認めたもの。

文化庁長官が補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

〇著作権法（昭和45年法律第48号）

（教科用図書等への掲載）

第33条　公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。

２　前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

３　文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

４　前3項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

＜ 著作権法第33条の2＞

教科用特定図書を作成する小規模なボランティアグループ等が短期間で全ての著作権者の許諾を得ることは極めて困難であるため、教科用特定図書についても著作権者の許諾を得ずに行えるようにするとともに、営利を目的として作成する場合のみ補償金の支払いを義務づけ。

〇著作権法（昭和45年法律第48号）

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第33条の2　教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

２　前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第2項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

３　文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

４　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）第5条第1項又は第2項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

出典：加戸守行著「著作権法逐条講義　六訂新版」（著作権情報センター・平成25年8月27日）